

(入札心得)

- 1 入札時間までに参加しない場合は、棄権とみなします。
- 2 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書に代表者の住所、職氏名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押印してください。
- 3 入札保証金は、現金、市内の銀行等振出しの自己宛て小切手、銀行等の保証書又は入札履行保証保険のいずれかをお願いします。ただし、入札保証金の納付が免除される場合は不要です。
- 4 入札に指名された者は、入札について不正な協議をしてはいけません。
- 5 落札者は、落札決定後、落札日の翌日から6日以内に契約保証金を付して、契約締結してください。
- 6 入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載してください。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とします。
- 7 入札辞退は自由としますが、事前に辞退届を提出してください。
- 8 落札者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出してください。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている場合は、提出の必要はありません。
- 9 指名停止措置の対象となった場合、指名の撤回、及び落札決定の取消しを行うことがあります。
- 10 以上のほか、関係法令及び久留米市契約事務規則等を遵守してください。